

## 業 務 仕 様 書

- 1 業務名及び対象場所  
東区役所・東区民センターじん芥（びん・缶等）収集運搬業務
- 2 対象施設及び所在地
  - (1) 対象施設  
札幌市東区役所・東区民センター
  - (2) 所在地  
札幌市東区北11条東7丁目
- 3 履行期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務内容  
札幌市東区役所及び東区民センターから排出されるじん芥（びん、缶及びペットボトルをいう。以下同じ。）を収集・運搬し、行政機関の許可を受けたリサイクル工場に搬入する。  
※ 参考：令和7年度排出量（実績及び見込み） 98.55m<sup>3</sup>
- 5 業務実施場所  
札幌市東区役所庁舎北側駐車場内ごみ集積場所
- 6 業務実施日及び搬出時間  
原則として週2回とする。ただし、実施する曜日は搬出時間帯については、委託者と協議のうえ決定する。
- 7 業務実施報告  
受託者は、業務実施の都度、収集・運搬したじん芥の種類及び量を委託者に報告する。
- 8 環境負荷の低減に関する事項  
本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
  - (1) 成果品に紙を使用する場合、古紙100%の用紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
  - (2) 本業務において使用する商品、材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。
- 9 その他
  - (1) 本業務の履行においては、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」のほか、関係法令、規則等を遵守すること。
  - (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。